

グループ生命保険

(こども特約付年金払特約付団体定期保険【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

グループ生命保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。

ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●万一(死亡・高度障害)の場合、死亡・高度障害保険金を(一時金または年金として)お支払いします

●1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合、配当金としてお返しします

死亡・高度障害のとき【死亡・高度障害保険金】を一時金で受取ることができます。(※)

(※一時金の代わりに年金で受取ることもできます。)

1 お手頃な保険料で大きな保障!!

本人		
コース	死亡・高度障害保険金 (年金原資)	月払保険料 (概算)
L	100万円	470円
M	200万円	940円
O	300万円	1,410円
P	500万円	2,350円
Q	700万円	3,290円
R	1,000万円	4,700円
S	1,500万円	7,050円
T	2,000万円	9,400円
U	2,500万円	11,750円
V	3,000万円	14,100円
W	3,500万円	16,450円
X	4,000万円	18,800円
Z	5,000万円	23,500円

配偶者	
死亡・高度障害保険金(年金原資)	月払保険料(概算)
100万円	470円
300万円	1,410円
500万円	2,350円
700万円	3,290円
1,000万円	4,700円

こども(一人あたり)	
死亡・高度障害保険金	月払保険料
100万円	70円
200万円	140円
300万円	210円
400万円	280円

2 しかも剩余金があれば配当金還付!!

(ご参考)

配当(2021年度の配当率)
を加味した月払保険料(概算)

2021年度の
配当率(実績)
約14.2%

● この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

● なお、上記配当率は過去の実績を表したものであり、配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

* 三大疾病克服サポートプラスおよび休職補償サポートには、配当金はありません。

約403円
約806円
約1,210円
約2,016円
約2,823円
約4,032円
約6,048円
約8,064円
約10,081円
約12,097円
約14,113円
約16,129円
約20,161円

配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

〈ご注意〉

- 保険料は年齢に関係なく一律です。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。また、配当を加味した保険料は「参考」です。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- グループ生命保険は、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品で、一定の条件を満たすことにより成立・更新する制度(商品)です。そのため、(当社)所定の条件を満たさない場合には、今後ご契約の成立・継続等ができなくなる場合があります。詳細については、企業・団体または引受保険会社までご確認ください。

加入資格

本人…社員会会員で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満17歳6ヶ月を超え、満60歳6ヶ月までの方（継続の場合は満65歳6ヶ月までの方）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満18歳以上満60歳6ヶ月までの方（継続の場合は満65歳6ヶ月までの方）

こども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2023年8月1日現在満2歳6ヶ月を超え、満22歳6ヶ月までの方

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・こども共通

【過去12カ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

別表

：がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※増額する場合も上記加入資格によります。

※ご夫婦がともに会員の場合は、それぞれ本人資格で別々にご加入いただくか、またはどちらかが配偶者資格のみでご加入ください（同一人が本人資格と配偶者資格の両方で加入することはできません）。こどもを加入させる場合、ご夫婦どちらか一方でご加入ください。

申込方法

申込は「Web申込システム」でのお手続きとなります。

お手持ちのスマートフォンやPCからログインいただき、必要事項入力のうえ、お手続きください。

継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、お手続きがない場合も自動更新となります。

保険期間

1年間（2023年8月1日～2024年7月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

継続加入

一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

※退職後も引き続き加入を希望する方は、次の条件で65歳まで継続加入できます（継続加入を希望される方は、社員会までお申し出ください）。

①本人が継続加入できる最高保険金額は5,000万円です（ただし、在職中に加入していた保険金額が上限となります）。

②配偶者が継続加入できる最高保険金額は1,000万円です（ただし、本人在職中に加入していた保険金額が上限となります）。なお、本人が脱退されますと、配偶者も同時に脱退となります。

保険料の払込み

保険料は毎月の給与から控除します（初回は8月給与）。退職後の保険料支払方法は、被保険者の口座引落しまたは社員会への振込みによるものとします。

受取人

●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

税法上のご注意

- 保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
- 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
- ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
- 本人が受取る配偶者などの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
- ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金は非課税です。
- 毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。

$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

配 当 金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受金額によって決定されます。

保険金のお支払い

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容について確認する場合があります。
- 保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。
- ・高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

高度障害状態 とは	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
--------------	--

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

お支払いできない場合について(解除・免責等)

次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできることがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 1.死亡保険金について
- ①被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
 - ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
- (*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
- 2.高度障害保険金について
- ①被保険者の故意によるとき
 - ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

年金払の取扱い

- ◎年金の種類と型 年金支払期間は、支払請求時にお支払い期間5・10・15・20年の定額型確定年金のなかから選択いただけます。
- ◎配 当 金 年金支払開始後の配当金は年金の賃増しに充てられ、増加年金として基本年金と併せてお支払いします。
- ◎年 金 受 取 人 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価を年金受取人の相続人の方にお支払いします。
- ◎年金のお支払い 年金受取人へのお支払いは年2回または4回のいずれかです。年金のお支払日は年金支払月の応当日(1日)です。年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- ◎年金払の対象 となる保険金 団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金のご請求について>

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があつた場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

この制度は生命保険会社と締結したことでも特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

[引受生命保険会社] 明治安田生命保険相互会社【事務幹事】

日本生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 第一生命保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 大樹生命保険株式会社

ご加入の際には、「契約概要・注意喚起情報」を事前にご一読ください。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ生命保険(こども特約付年金払特約付団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保険内容 保険料	支払事由
グループ生命保険	P.グ-2	P.グ-2	P.グ-1	P.グ-3,グ4

3. 配当金

グループ生命保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4. 脱退による返戻金

グループ生命保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

5. 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、グループ生命保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*) 前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2. 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

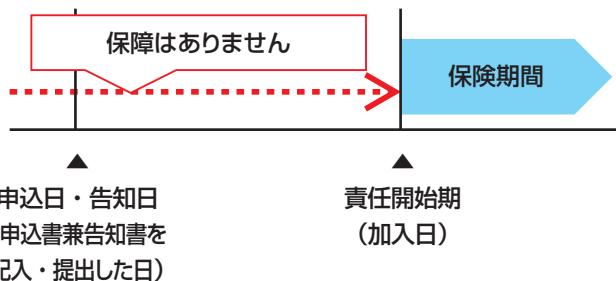
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3. 責任開始期(加入日*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

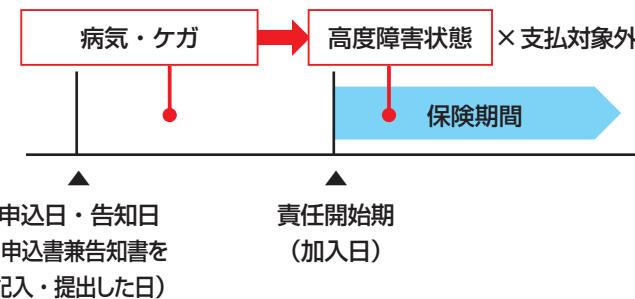


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいた内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ生命保険(P. グ-4)

5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。

(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先
本パンフレット記載の団体窓口または引受保険会社(事務幹事会社)
告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先
明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。